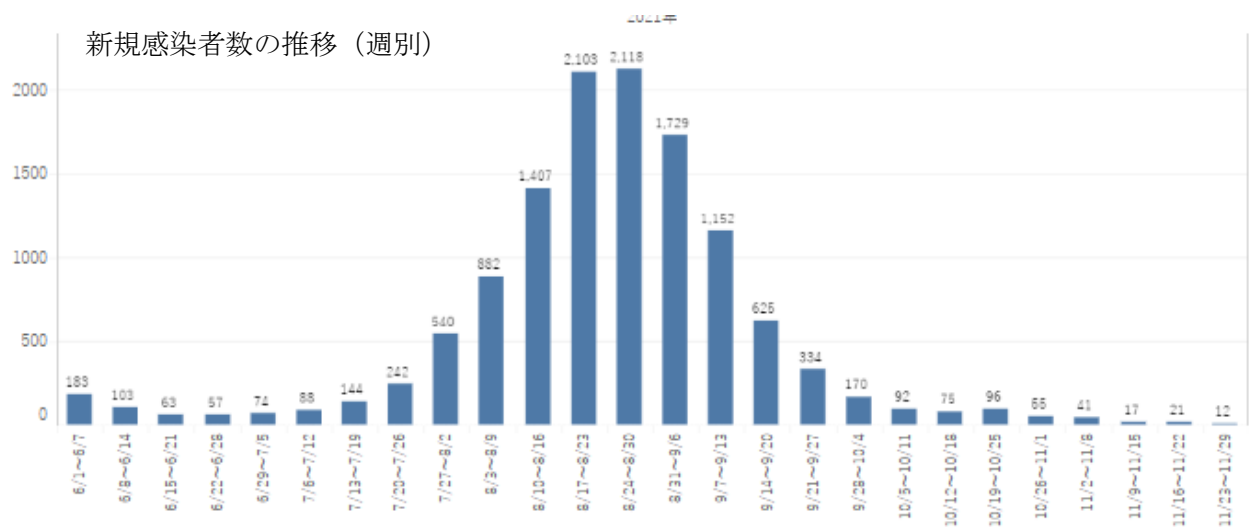
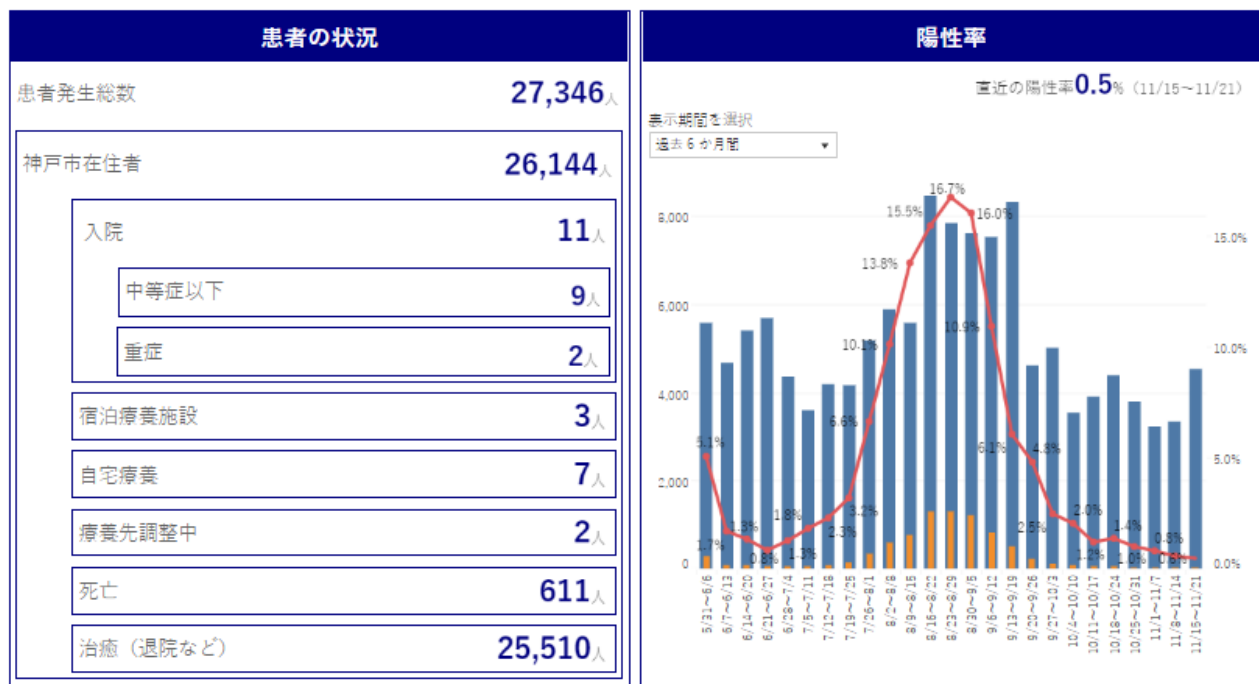


報告 新型コロナウイルス感染症対策について

1 市内発生状況 (11月29日時点)

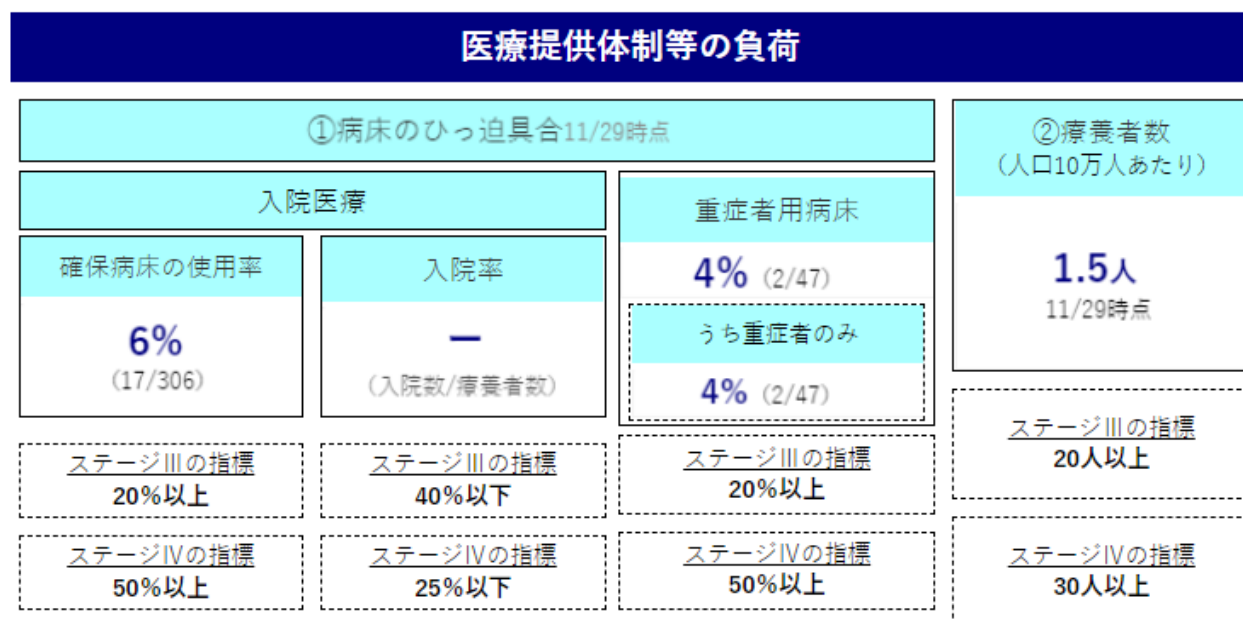
(1) 新規感染者数1人、入院者数11人、宿泊療養施設入所者数3人、
自宅療養者数7人、療養先調整者数2人、死者数611人(累計)



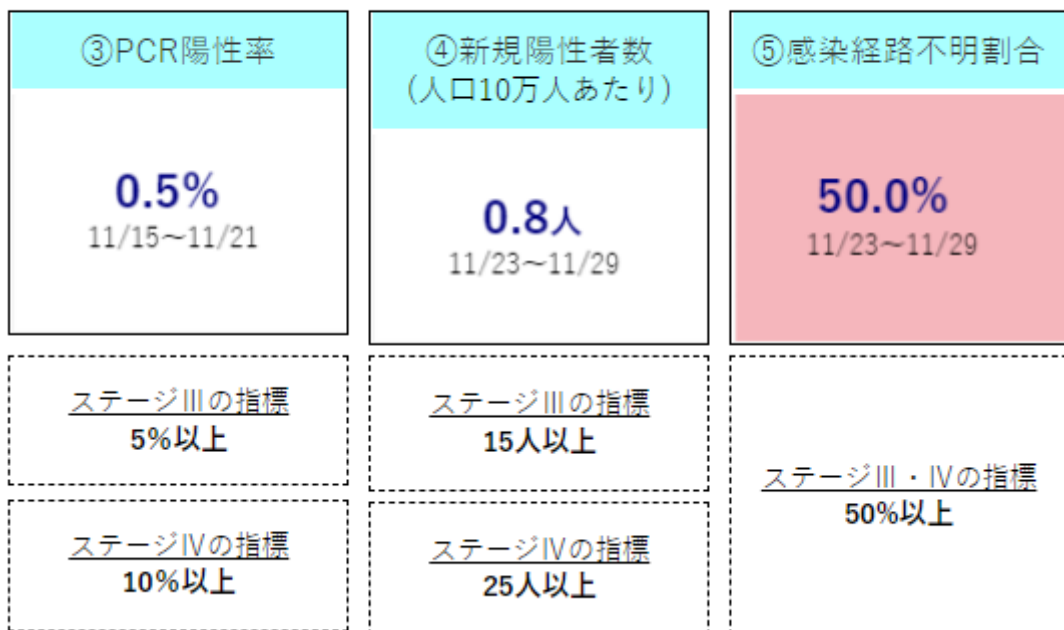
1週間ごとの発表数								
	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日	月曜日	総計
11/23～11/29	3件	4件	3件	1件	3件	1件	1件	16件
11/16～11/22	6件	4件	1件	2件	1件	8件	0件	22件
11/9～11/15	7件	6件	3件	1件	2件	1件	1件	21件
11/2～11/8	6件	12件	5件	9件	7件	1件	5件	45件
10/26～11/1	22件	11件	7件	9件	11件	4件	2件	66件
10/19～10/25	18件	12件	13件	9件	21件	7件	12件	92件

(注釈)
・発表日基準で集計。

政府が示す感染状況ステージの指標と神戸市の状況



感染の状況



2 国・県等の直近の主な動向

(1) 国の直近の動向

- ・ 10月8日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第78回：持ち回り開催）
 - ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の実施状況に関する報告
- ・ 10月15日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第79回）
 - ・ 次の感染拡大に向けた安心確保のための取り組みの全体像
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済支援策の全体像
- ・ 11月12日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第80回）
 - ・ 新たなレベル分類について
- ・ 11月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第81回：持ち回り開催）
 - ・ 基本的対処方針の改定

(2) 県の直近の動向

- ・ 10月19日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第63回）
 - ・ 緊急事態宣言解除後の県独自措置の解除
- ・ 11月25日 新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第64回）
 - ・ 制限緩和に関する県の対応

(3) 関西広域連合の直近の動向

- ・ 10月28日 第24回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議
- ・ 11月18日 第25回関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部会議

3 本市の体制

- ・ 10月20日 令和3年度 神戸市の対応方針（第5弾-改定）を決定
 - ・ 県独自措置解除後の本市対応方針の決定
- ・ 11月26日 令和3年度 神戸市の対応方針（第5弾-改定）を決定
 - ・ 制限緩和に関する県の対応に伴う本市対応方針の決定

4. 本市における感染拡大防止の取り組み

本市の対応方針（第5弾改定）等に基づく主な取り組み

次の感染拡大に向けた備えとして、ワクチン接種の取組みを推進するとともに、必要な医療提供体制の確保、感染拡大防止の取組みを継続することで、感染対策と日常生活を両立させる取組みを進めていく。

(1) 医療提供体制の確保

- ・ 市内医療機関の協力によりコロナ受入病床 306 床を確保。
- ・ 今後の感染拡大に備えて、病床の確保を図るとともに、早期対応による重症化防止を行う。
 - ① 病床の確保
 - ・ 国の病床確保方針を踏まえて、兵庫県と連携し、更なる病床確保を行う。
 - ・ 感染拡大時は通常医療の制限による入院病床の確保を実施する。
 - ② 早期対応による重症化防止の強化

- 自宅療養者への早期対応体制の強化
 - ・外来受入医療機関の拡充（15→20 医療機関）。
- 宿泊療養施設の強化
 - ・入所受入れの拡大、酸素投与設備の設置。
- 後遺症相談ダイヤルの開設（11月1日～）や後遺症の実態調査（12月～令和4年1月）の実施

（2）検査の実施体制等

- ・市が実施する検査に加え、官民連携による検査機関や市医師会による検査センターの活用、民間企業のプール検査等を活用することにより、一日最大1,300検体のPCR検査体制を確保。
- ・医療機関、福祉施設、学校園等において、感染拡大防止の観点から、積極的にPCR検査を行える体制を構築。
- ・特別養護老人ホーム、介護付き有料老人ホーム、障害児・者入所施設の直接介護等を行う職員に対し、ワクチン2回接種まで定期のPCR検査を実施していたが、3回目のワクチン接種終了まで検査を再開。
- ・「酒類を提供する飲食店を対象としたPCR検査」について、飲食店全般（酒類の提供の有無にかかわらず）へ対象を拡大（11月1日～）。

（3）変異株ゲノムサーベイランス体制

- ・神戸市健康科学研究所において、感染拡大・クラスター防止の体制を強化する。
- ・ウイルス量が多い陽性検体は、全件をゲノム解析し、新たな変異株を監視。
- ・ウイルス量が少ない陽性検体は、免疫を逃れる変異をモニタリングするため、E484K(Q)スクリーニングPCR検査を実施。

（4）保健所の強化

- ・感染拡大時にも円滑な患者対応ができるよう保健所を強化。
- ・患者データ管理アプリの導入等による新型コロナ対応業務のデジタル化。（11月1日から順次導入）
- ・事前質問票入力システムの導入による積極的疫学調査のスピードアップ。（12月上旬予定）
- ・自宅療養者夜間コールセンターの設置による、夜間電話対応の一元化。（感染拡大時）

（5）外国人の方への相談対応の強化

- ・留学・ビジネスなどで短期滞在されている外国人の方に言語のハードルをなくして、症状のある方、または症状のある方と接触した方の相談や検査を受けやすくするための専用相談ダイヤルを設置し、無料のPCR検査を実施。（12月下旬～令和4年1月上旬開始予定）

（6）ワクチン接種促進

- ・11月21日時点で接種対象人口の82%の方が2回接種を終えており、希望される方の接種は、10月末でほぼ終わっている。

- ・18歳以上の2回目接種完了者に対して追加接種（3回目接種）を実施。
- ・追加（3回目）接種用の接種券は、4月30日までに2回目接種を終えられた医療従事者等に対し、11月22日に第1弾を発送。
- ・今後、5月1日以降に2回目接種を終えられた方に対し、2回目接種後8か月経過した日を目途に毎週接種券を発送。

（7）感染拡大防止の取組み

- ・感染リスクが高い行動に対して必要な注意喚起や3つの「密」（密閉、密集、密接）が発生する場所を徹底して避けるなど市民・事業者に対する基本的感染防止対策を呼びかける。
- ・ワクチン接種やマスクと距離の確保など、最重要感染防止対策を推進する。

（8）市立学校園

- ・引き続き感染防止対策の徹底を行い、学習活動や学校行事等を工夫しながら教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していく。
- ・教育活動を行うにあたっては、感染等により登校できない児童生徒や感染不安等により登校が困難な児童生徒等に対しては、1人1台の学習用パソコンを活用したオンライン授業等を実施。
- ・感染者が発生した学校園においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

（9）保育所・学童保育施設

- ・感染経路の遮断（手指消毒、マスク着用、換気の徹底）及び体調不良者について出勤・登園等させないなど、感染拡大防止の取組みを徹底したうえで運営を継続。
- ・感染者が発生した施設においては、必要に応じて自宅待機やPCR検査を実施することなどにより、保健所と連携しながら更なる感染拡大を防止。

（10）社会福祉施設等

- ・高齢者・障害者など特に支援が必要な方々にサービスを提供する各施設に対して、感染拡大防止の取組みを徹底した上での事業実施を要請。
- ・面会については、面会者からの感染を防ぐことと家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮（感染の発生状況、面会者及び利用者の体調、ワクチン接種歴、検査結果等）し、直接面会を含めた対応を検討。
- ・利用者の外泊、外出については、感染拡大防止と家族等とのつながりや交流が心身の健康に与える影響について考慮。

（11）経済対策について

- ・度重なる緊急事態宣言の発令やまん延防止等重点措置の適用などにより、影響が拡大・長期化している市内事業者を幅広く支援するため、各種支援策に取り組むとともに、経済・雇用情勢を踏まえた効果的な事業者支援策を国・県に求める。

- ・現在実施中の各種支援策については関係機関との連携を一層強化し、速やかな支給手続きに努める。

(12) 市有施設等の対応

- ・11月26日以降、多数利用の市有施設等については、業種別ガイドライン等に即した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応。

(13) イベント等の対応

- ・11月26日以降、上記施設も含めた市内におけるイベント等については、以下の①及び②の条件を満たすほか、業種別ガイドライン等に則した感染防止策や兵庫県・国の方針に基づき対応。

①人数上限

- ・5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方

②収容率

- ・大声での歓声・声援等がないことを前提としうる場合、収容定員の100%以内
- ・大声での歓声・声援等が想定される場合、収容定員の50%以内

なお、参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントについて、感染防止安全計画を策定し、兵庫県による確認等を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%（「大声なし」が前提）とする。

(14) 庁内勤務体制

- ・新型コロナウイルス感染症対応を着実にを行うために引き続き万全の体制を確保する必要があるため、緊急性の低い業務は当面の間見合わせるなど業務執行体制の構築に努め、全庁を挙げて新型コロナウイルス感染症対策への応援体制の確保を最優先とする。
- ・引き続き、在宅勤務やフレックスタイム制等の活用により接触機会の低減を図る。加えて、発熱がなくともせき等の症状がある場合は出勤を控えるなど、感染予防対策の徹底を図る。

(15) 備蓄物資の確保等

- ・感染再拡大や複合災害に適切に対応するため、必要な備蓄物資の在庫数量・必要数量を把握の上確保するとともに、市民への備蓄品の確保を呼びかける。
- ・災害時の避難所運営においても、3密を避けた避難スペースの確保をはじめ感染予防の徹底を図る。